

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和5年3月23日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

- 第1 議案第12号 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について
- 第2 議案第13号 令和5年度学校(園)医等の委嘱について
- 第3 議案第14号 墨田区登録文化財の登録の諮問について

報告事項

- 第1 教育委員会関係議案(墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例)の作成に伴う意見聴取について(資料1)
- 第2 教育課題の進捗状況について(資料2)
- 第3 寄付者への感謝状の贈呈について(資料3)
- 第4 職員の服務事故及び服務監察結果の報告について
- 第5 令和4年度就学相談委員会における審議判定結果について(資料4)
- 第6 教職員の服務事故の公表について
- 第7 新保健施設等複合施設における教育センターの検討状況について(資料5)

議案第12号

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和5年3月23日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

特別区人事委員会勧告及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、関係規則の規定整備を行う必要がある。

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(案)

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当(平成12年墨田区教育委員会規則第13号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第23条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員</u> 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 園長 <u>10,000円</u></p> <p>ロ 副園長 <u>8,000円</u></p> <p><u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 園長 <u>9,000円</u></p> <p>ロ 副園長 <u>7,000円</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第3条 条例第23条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</u> 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 園長 <u>5,000円</u></p> <p>ロ 副園長 <u>4,000円</u></p> <p><u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 園長 <u>4,500円</u></p> <p>ロ 副園長 <u>3,500円</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>[同左]</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>園長 <u>10,000円</u></p> <p>副園長 <u>8,000円</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>園長 <u>5,000円</u></p> <p>副園長 <u>4,000円</u></p> <p>2 [略]</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の幼稚園職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条第1項及び第3条第1項の規定を適用する。

（幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 3 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和4年墨田区教育委員会規則第16号）の一部を次の表のとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 〔略〕 (経過措置)</p> <p>2 当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号）付則第8項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、<u>第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号に定める額に100分の70を乗じて得た額</u>（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 〔略〕 (経過措置)</p> <p>2 当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号）付則第8項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、<u>第2条第1項及び第3条第1項に定める額に100分の70を乗じて得た額</u>（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p>

教育委員会関係議案（墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取について

1 趣旨

墨田区長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取の依頼があったが、依頼内容は緊急に処理しなければならず、かつ、教育委員会を招集するいとまがなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により、3月20日付けで異議ない旨を回答した。

2 条例案名

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

3 改正概要

別紙1のとおり

4 区長からの依頼文

別紙2のとおり

5 回答文

別紙3のとおり

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案							現 行						
別表 補償基礎額表							別表 補償基礎額表						
医師、 歯科医 又は 薬剤師 としての 経験 年数	5 年未 満	5 年以 上 1 0 年 未満	1 0 年 以 上 1 5 年 未満	1 5 年 以 上 2 0 年 未満	2 0 年 以 上 2 5 年 未満	2 5 年 以 上	医師、 歯科医 又は 薬剤師 としての 経験 年数	5 年未 満	5 年以 上 1 0 年 未満	1 0 年 以 上 1 5 年 未満	1 5 年 以 上 2 0 年 未満	2 0 年 以 上 2 5 年 未満	2 5 年 以 上
学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額	7,194 円	8,820 円	11,481 円	12,990 円	15,534 円	16,563 円	学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額	7,059 円	8,730 円	11,448 円	(同左)	(同左)	(同左)
学校薬 剤師の 補償基 礎額	6,240 円	7,260 円	8,943 円	10,443 円	11,451 円	11,844 円	学校薬 剤師の 補償基 礎額	6,135 円	7,215 円	8,937 円	(同左)	(同左)	(同左)
備考 1～4〔略〕							備考 1～4〔略〕						

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及

び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

4 墨 総 法 条 第 6 8 号
令 和 5 年 3 月 2 0 日

墨田区教育委員会
教育長 加 藤 裕 之 様

墨田区長 山 本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和4年度墨田区議会定例会2月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正を踏まえ、補償基礎額を改定する必要がある。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第 号

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年3月 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「7,059円」を「7,194円」に、「8,730円」を「8,820円」に、「11,448円」を「11,481円」に、「6,135円」を「6,240円」に、「7,215円」を「7,260円」に、「8,937円」を「8,943円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間にお

いて、この条例による改正前の別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

（提案理由）

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正を踏まえ、補償基礎額を改定する必要がある。

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案							現 行						
別表 補償基礎額表							別表 補償基礎額表						
医師、 歯科医 又は薬剤 師としての 経験 年数	5年未 満	5年以 上 10年 未満	10年 以上 15年 未満	15年 以上 20年 未満	20年 以上 25年 未満	25年 以上	医師、 歯科医 又は薬剤 師としての 経験 年数	5年未 満	5年以 上 10年 未満	10年 以上 15年 未満	15年 以上 20年 未満	20年 以上 25年 未満	25年 以上
学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額	7,194 円	8,820 円	11,481 円	12,990 円	15,534 円	16,563 円	学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額	7,059 円	8,730 円	11,448 円	(同左)	(同左)	(同左)
学校薬 剤師の 補償基 礎額	6,240 円	7,260 円	8,943 円	10,443 円	11,451 円	11,844 円	学校薬 剤師の 補償基 礎額	6,135 円	7,215 円	8,937 円	(同左)	(同左)	(同左)
備考 1～4 (略)							備考 1～4 (略)						

付 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及

び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

4 墨教庶第2371号
令和5年3月20日

墨田区長
山本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

令和5年3月20日付け4墨総法第68号により、下記のとおり意見を求められた標記の件については、貴案のとおりで異議ありません。

記

1 意見聴取のあった条例案名

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

令和4年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題	1	事業名	学習指導要領への対応(GIGA スクール構想における授業改善の推進)								主管課	指導室	
執行計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	GIGA スクール授業研究員の募集・決定 すみだタブレットの日 教員研修会の実施 情報モラル教育の推進	月例会			集中研修	月例会・授業研究					実践報告会 各学校の 実践報告書 作成・配布	月例会	
		授業改善 研修会			授業改善 研修会			授業改善 研修会		授業改善 研修会			
進捗													
実績	<p>2月実績</p> <p>GIGAスクール授業研究員 第12回月例会実施 ・オンライン配信による研究実践報告会(2/24) 「すみだタブレットの日」実施校 菊川小学校(2/9、2/10)、錦糸小学校(2/18)、文花中学校(2/18) 教員研修会の実施 GIGAスクール授業研究員の研究実践報告会(オンライン配信)に各校1名が参加 情報モラル教育の推進 各校における「情報モラル指導モデルカリキュラム」を活用した指導の実施(年3回実施)</p> <p>進捗：○</p>												

進捗 : 順調、× : 遅延、 : その他()

令和4年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題	2	事業名	「すみだ教育指針」の改定及び「学力向上新3か年計画(第3次)」の策定									主管課	すみだ教育研究所				
執行計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
	「すみだ教育指針」の改定 委員会設置 年間スケジュール確認 アンケート 発出・集約 幹事会 (係長級) 教育委員会に 随時、検討状況 を報告			骨子案等検討 検討会		各課事業 調査・収集 幹事会		幹事会 検討会		素案検討 素案検討		素案決定 概要版の検討 パブリック コメント 開始 パブリック コメント集約		幹事会 検討会 印刷準備		印刷	
	「学力向上新3か年計画(第3次)」の策定 策定方針、 スケジュール 確認 委員会 教育委員会 に随時、検討 状況を報告			骨子案策 定準備		各課事業 調査依頼 各課事業 調査集約 委員会		素案作成 準備 素案検討 委員会		素案決定 素案決定		素案議会 報告 議会報告		議会報告		議会報告	
進捗																	
実績	2月実績 「すみだ教育指針」の改定 議会報告準備 印刷準備 進捗：																

進捗 : 順調、× : 遅延、 : その他 ()

令和4年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題	3	事業名	学力向上新3か年計画(第2次)の推進								主管課	すみだ教育研究所	
執行計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	国調査実施(4/19) 区調査実施(4/26)	都調査実施	→ 区調査結果受領(下旬)	全体計画作成			区調査議会報告 学力向上ヒアリング 学習ふりかえり期間	調査結果を各校HPに掲載			指導のポイントを各校へ周知 学習ふりかえり期間		
	マネジメント推進校決定、計画取りまとめ	マネジメント推進校訪問、予算配当											→
	すみだスクールサポートティーチャー事業												→
	チャレンジ教室							放課後：秋		→	放課後：冬		→
	研究所ニュース発行												→
進捗													
実績	<p>2月実績</p> <p>学習ふりかえり期間(1/11から4月末まで) マネジメント推進校(2年目) 横川小、隅田小、梅若小、吾嬬第二中、吾嬬立花中 すみだスクールサポートティーチャー事業 放課後補習・授業支援等支援サポーターを各校へ派遣(2月実績：活動人数118人 R5.3.6 現在確認数) チャレンジ教室 冬の教室の実施 柳島小、隅田小、錦糸中、吾嬬第二中、寺島中 研究所ニュースの発行</p> <p>進捗：</p>												

進捗 : 順調、× : 遅延、 : その他()

寄付者への感謝状の贈呈について

1 趣旨

株式会社G・T・Cから、中学校に対して、理科実験等の学校教育において活用してほしい旨、アイシールドの寄付があった。

このため、区長感謝状贈呈基準第1項第3号の規定に基づき、寄付者に対して感謝状を贈呈した。

2 被贈呈者

株式会社G・T・C 代表取締役社長 長川 国寿

3 寄付物件

アイシールド 1,500個 (@298円) 総額 447,000円



4 寄付物件受領日

令和5年2月21日

5 贈呈主体

墨田区長

6 贈呈年月日（郵送日：寄付者の希望により郵送した。）

令和5年3月6日

新保健施設等複合施設における教育センターの検討状況について

1 教育センター開設の目的

子どもの心身の健やかな成長に寄与することを目的とし、教育センターを開設する。

2 概要

教育に関する様々な相談への対応を一元化し、保健所・子育て支援総合センターとの連携強化を図り、ワンストップで必要な支援につながる体制を構築する。
 これまで点在していた不登校児童・生徒への支援の場を統合し、一人ひとりの児童・生徒の状況を一体的に把握し、計画性をもった対応が図られるようマネジメントを強化する。
 効率的・効果的に教員の資質・能力の向上を図るため、ICT 機器の充実など新たな機能を備えた「研修室」を設置する。
 子ども・子育て支援部と教育委員会事務局が連携し、幼児教育施設に対して助言等を行い、幼児教育の質の向上を図る。

3 機能

教育相談

教育相談の一元化・・・教育相談室（約 220㎡）
 ・ 教育に関する様々な相談への対応
 ・ 専門的知識を有する職員による対応
 ・ 関係機関との連携（学校・保健所・子育て支援総合センター・障害者福祉課・生活福祉課等）

不登校支援

不登校支援・・・サポート学級・ステップ学級（約 300㎡）
 ・ サポート学級・ステップ学級への児童・生徒の受け入れ
 ・ 学校との連携、家庭との連携・支援
 ・ スモールステップルームとの連携
 ・ 一人ひとりの児童・生徒の状況に合わせたきめ細やかな支援

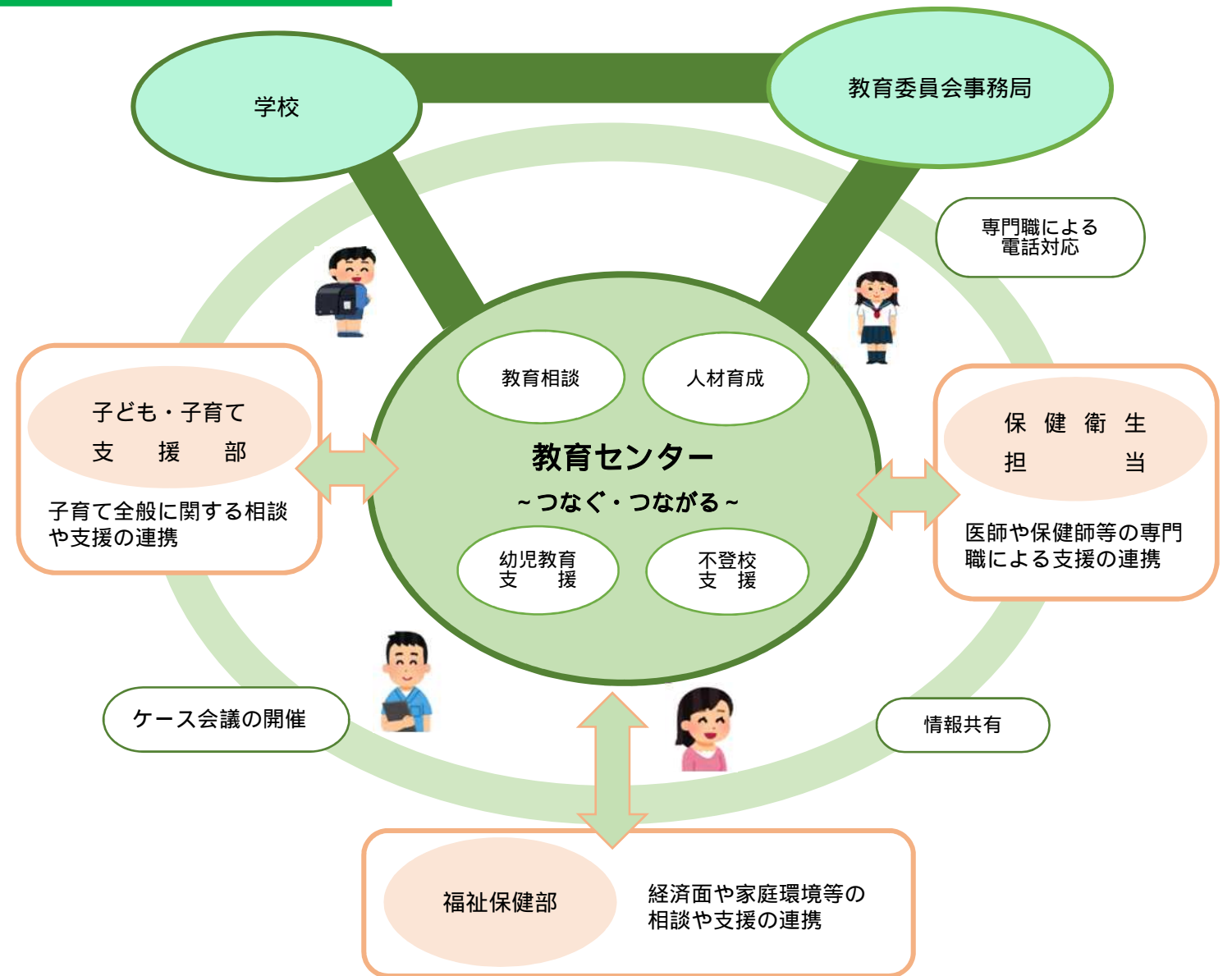
人材育成

教員の資質・能力の向上・・・研修室（約 300㎡）
 ・ 教員の資質・能力を高め授業に活かす学びの場
 ・ コンテンツの作成やスタジオ機能等 ICT 機能を備え、効率的・効果的な研修の実施
 ・ オンラインの活用により、様々な情報を効率的に伝達

幼児教育支援

幼児教育センター
 ・ 幼児教育に関する調査・研究
 ・ 幼児教育アドバイザーの派遣・助言等
 ・ 幼保小中連携の推進と子ども・子育て支援部との連携強化等

4 連携イメージ



5 連携による協力体制の構築

学校や関係各課と連携し、事業の効果をより高めます。
 新保健施設内の所管と連携して、センター機能の強化を図ります。
 相談者の状況と意向に寄り添い、速やかに必要な支援に繋がります。

6 スケジュール

令和 5 年度
 庁内での連携・調整
 学校との連携・調整
 関係機関との連携・調整

令和 6 年 3 月～開設前
 移転準備

令和 6 年度中
 移転・運営開始